

財団法人 サトー国際奨学財団

2007年4月期奨学生募集要項

財団法人サトー国際奨学財団は、このような学生を奨学支援します。

- ・ 学業に優れ、一層の学業に専念するもの
- ・ 日本はもちろん、異文化理解など国際交流に努めるもの
- ・ 地域交流、ボランティア活動など社会貢献に努めるもの
- ・ 学んだことを社会に役立てる意欲のあるもの

I. 応募資格

バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルジブ、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、東ティモール、ベトナムから来日し、文部科学省所轄大学の学部または大学院に在籍する当該国の国籍を有する私費留学生(日本国籍を有する者を除く。)で、下記の条件を満たす者。

- ①他の団体などから奨学金又は学習奨励金等を受けていないこと。
- ②在留資格「留学:college student」を有すること。
- ③国際理解と親善に関心を持ち、当財団の交流会に必ず出席出来ること。
(交流会は年6回開催)
- ④日本で就業している親がいないこと。
- ⑤「博士」の学位を取得していないこと。
- ⑥現在在籍している課程の在籍期間が2007年4月より1年以上あること。
(ただし大学院博士課程についてはこの限りでない)

※留学生課追記:

2007年4月時点で本学の学部・大学院に在籍する者(研究生を含む)。

入学予定の場合は、合格通知書または入学許可通知書のコピーを添付してください。

II. 奨学金

- | | | |
|--------|------|--------------------------------|
| 1. 支給額 | 学部学生 | 月額 120,000 円 |
| | 大学院生 | 月額 180,000 円 (この他に学会出席補助金制度あり) |

2. 支給期間

2007年4月から2009年3月までの2年間

※1 ただし、採用時の課程に引き続き在籍する期間を限度とします。従って、2年以内に採用時在籍課程を卒業、又は修了した場合(学部から大学院、修士から博士へ進学を含む)は、同一大学であっても、その時点で支給終了になります。(例:学部4年生の場合支給期間は1年間となります)

※2 再応募可 ただし、過去に当財団から支給を受けていた場合については、その支給期間との累計4年間を限度とします。

III. 募集人数

約23名

IV. 募集期間

~~2007年3月1日(木)～2007年3月5日(月)~~

inquire at Dept. Office

V. 応募方法

応募者は、必ず 2007年 4 月時点で在籍する大学の留学生課を窓口として、応募書類を募集期間内に留学生課から当財団宛に郵送にて提出してください。

応募書類(別紙参照)

○:必須 △:任意

	用紙	学部学生	大学院生	備考
①奨学生申込書	別紙①	○	○	日本語 自筆
②履歴書	別紙②	○	○	日本語 自筆
③エッセイ 1 題	別紙③	○	○	日本語 ワープロ可 ※
④自己 PR	別紙④	○	○	日本語 ワープロ可 ※
⑤指導教官の推薦状	別紙⑤	○	○	日本語 ワープロ可
⑥在学証明書		○	○	新入・編入の場合は「合格証明書」
⑦学業成績書		○	○	資料 I 参照
⑧研究計画書	A4	—	○	
⑨研究実績	A4	—	△	研究発表等の実績は、小さな事でも記入して下さい。選考の対象になります。資料 II 参照
⑩研究要旨	A4	—	○	日本語 ワープロ可 専門・研究テーマについて、一般の人にもわかるようにかみ砕いた内容にする事。 図表使用可、図表等含め 1200 字以内 A4 サイズ 1 枚にまとめる事。 修士学生の場合、実績がないなら学部学生時の卒論の内容についてでも可。

※ ワープロ記入の場合用紙変更可 最後に文字数記載の事
提出できない書類がある場合についてはその理由を明記の事

応募書類は返却いたしません。書類不備の場合及び応募者個人から直接郵送の場合は無効とします。

VI. 選考及び結果発表

1. 第 1 次選考 書類選考

- ・ 第 1 次選考の結果は、3 月 26 日(月)に留学生課宛にレタックスにて通知します。

2. 第 2 次選考 面接 4 月 14 日(土)または 4 月 15 日(日)、東京にて実施予定。

- ・ 第 2 次選考の要領は、第 1 次選考結果通知後、該当大学留学生課宛に詳細を郵送するとともに、当財団のホームページ(<http://www.sisf.or.jp>)にてお知らせします。
- ・ 第 2 次選考の結果は、4 月 19 日(木)に各大学留学生課宛にレタックスにて通知します。

※ 選考の結果は、第 1 次選考(3 月 26 日発表)、第 2 次選考(4 月 19 日発表)ともに、当財団のホームページに受付番号で当日正午より掲載しますが、レタックスで最終確認して下さい。受付番号は必ず留学生課に確認して下さい。

VII. 留意事項

奨学生が下記の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を停止することがあります。

- ① 交流会に無断で欠席した場合
- ② 「生活報告書」を期限内に提出しなかった場合
- ③ 日本を年間 45 日以上離れた場合 (研究目的の場合は 90 日まで)
- ④ 病気その他の理由により修学または研究を継続できない場合
- ⑤ 指導教官から修学または研究の継続が不相当とされた場合
- ⑥ 学業成績が不良の場合
- ⑦ 休学・転学の場合
- ⑧ 素行不良の場合
- ⑨ 財団の名誉を傷つける行為をした場合

【個人情報の保護について】

応募書類に記載された内容は、個人情報として取り扱われます。ただし下記の場合は、関係者に対して個人情報が開示されることがありますのでご了承ください。

- ① 選考のため、選考委員へ応募書類を開示する場合
- ② 重複支給の確認のため、大学担当者及び奨学団体に「合格者一覧」を提供する場合